



平成 28 年 5 月 20 日
北興化学工業株式会社

当社開発研究所の農薬 GLP 適合認証取得のお知らせ

当社開発研究所は、農薬開発における安全性に関する研究部門の技術向上を目的に、計量法に従った計量証明事業者の認定を取得(平成 15 年 4 月 11 日取得)するなど、その体制強化に取り組んでまいりました。

その一環として、このたび、農林水産省より「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施に係る基準(農薬GLP)」の認証を取得いたしました。このことにより、当社施設で実施した分析結果に基づき農薬登録に必要な作物残留試験成績を作成することが可能となりました。

今後も、農薬GLP基準に準拠した信頼性の高い分析技術により、農薬の安全性の確保に貢献するとともに、新製品開発のスピードアップと効率化を進めてまいります。

■適合確認(農薬GLP)の内容

1. 通知日 平成 28 年 2 月 19 日
2. 通知内容
 - 1) 試験施設の名称 北興化学工業株式会社 開発研究所
 - 2) 試験施設の所在地 神奈川県厚木市戸田 2165
 - 3) 適合性を確認した試験分野 残留性に関する試験分野(作物残留試験)



【北興化学工業 開発研究所・化成品研究所(厚木市)】

(参考)農薬GLPについて

- (1) GLP(Good Laboratory Practice:優良試験所規範)は、日本をはじめとする各国が加盟する OECD(経済協力開発機構)により、1981 年に制定されました。日本では、農林水産省により、農薬に関する GLP 制度が 1984 年に導入され、そのために必要な農薬 GLP 基準が規定されています。
- (2) この基準には、作物残留試験を含む安全性を評価する試験施設において、ハード面(施設・機器類)およびソフト面(組織運営・標準操作手順書)で遵守すべきことが規定されています。
- (3) GLP 基準において重要なことは、試験従事者とは別に、試験の計画書から報告書の作成までの全試験期間をとらして監査する信頼性保証部門を設置し、試験が適切かつ正確に実施され、信頼性が保証されていることが要求されています。
- (4) これらのことは、監督官庁(農林水産省)の定期的な立ち入り試験により、農薬 GLP 制度を適切に遵守しているかどうかの査察を受けて適合確認されます。

以上

(平成 28 年 5 月 10 日付けのリリース文に一部わかりづらい表記がございましたので、訂正しております。)